

# 狛江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（2026）

令和8年3月

## 1. 目的と位置づけ

狛江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、狛江市耐震改修促進計画（令和8年3月改定）における住宅の耐震化率の目標を達成に向け、住宅の耐震化を推進することを目的とし、同計画第3章4に基づき策定します。

## 2. 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、狛江市全域とします。

## 4. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における旧耐震基準で建設された住宅及び、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）のうち平成12年5月31日以前の建築確認により建設された2階建てまでの在来軸組構法の木造住宅とします。

## 5. 取組内容

住宅所有者の取組みを支援するため、住宅の耐震診断、耐震改修等を行いやすい環境整備や負担軽減のための技術的・財政的支援を行います。

### （1）財政支援

- ・木造住宅耐震診断助成
- ・木造住宅耐震改修助成
- ・分譲マンション耐震診断助成
- ・分譲マンション耐震補強設計助成
- ・分譲マンション耐震補強改修助成

### （2）アドバイザー派遣

- ・木造住宅耐震アドバイザー派遣
- ・分譲マンション耐震アドバイザー派遣

### （3）技術支援【改修事業者等の技術力向上を図る取組及び改修事業者等への接触が容易となる取組】

- ・耐震改修事業者向け講習会の実施
- ・耐震改修事業者向け講習会を受講した改修事業者リストの作成、公表

### （4）相談体制の充実【耐震化の必要性に係る普及・啓発】

- ・住宅の耐震・リフォーム相談会の開催

### （5）情報提供の充実・支援制度の周知【耐震化の必要性に係る普及・啓発】【戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組】【耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組】

- ・耐震化助成制度等に関するパンフレットやチラシ、リーフレットの作成、配布
- ・所有者（過去に木造住宅耐震アドバイザー・木造住宅耐震診断を利用した方を含む）へDM送付等

## 6. 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、その実施及び達成状況を把握し、市ホームページにて公表します。

また、国や都の方針、市内の住宅耐震化の進捗状況等を踏まえ、毎年度検証を行い、必要に応じてアクションプログラムの見直しを行います。

## 7. 令和8年度の取組目標【住宅耐震化に係る支援目標】

取組内容	年度	R8年度		(参考) R7年度	
		目標	実績	目標	実績
木造住宅耐震アドバイザー派遣	目標	4件		5件	
	実績			2件	
木造住宅耐震診断助成 ( ) は新耐震基準の対象住宅の内数	目標	9 (4) 件		9 (2) 件	
	実績			1 (0) 件	
木造住宅耐震改修助成 (旧耐震基準の対象住宅)	目標	【改修】3件 【除却】4件		【改修】5件 【除却】2件	
	実績			【改修】1件 【除却】3件	
木造住宅耐震改修助成 (新耐震基準の対象建築物)	目標	2件		2件	
	実績			0件	
分譲マンション耐震アドバイザー派遣	目標	2回		1回	
	実績			0件	
分譲マンション耐震診断助成	目標	1棟		1棟	
	実績			0棟	
分譲マンション耐震補強設計助成	目標	0棟		2棟	
	実績			2棟	
分譲マンション耐震補強改修助成	目標	0棟		1棟	
	実績			1棟	

## 8. 令和7年度の評価【取組実績に関する自己評価】

令和7年度の木造住宅耐震化促進事業については、目標（予算）に対して実績が下回っているものの、例年並みの利用があった。また、令和7年度から除去工事についても補助対象としているが、3件の利用があった。

耐震化の促進に係る普及・啓発については、過去に木造住宅耐震アドバイザー・木造住宅耐震診断を利用した方への耐震化の促進に関するDM送付及び広報等を活用し、十分に行っている。

分譲マンションについて、耐震診断助成の利用はなかったものの耐震補強設計助成は2棟、耐震補強改修助成は1棟の利用があり、マンションの耐震化が着実に進んでいる。

## 9. 令和7年度の取組みを踏まえた改善策等

市広報、過去に木造住宅耐震アドバイザー・木造住宅耐震診断を利用した方への耐震化促進のDM送付等により、引き続き普及・啓発を行っていく。これに加えて、令和8年度では、市内の新耐震基準の対象住宅と見込まれる全件（約2,000件）にDM送付を行う。

また、木造住宅の改修助成において、障がい者・要介護認定者等が居住する住宅に対して、助成額を加算する拡充を行い制度利用の促進を図っていく。